⑹　試料の分取
　酸化器を傾斜し、上澄みの部分50ml±0.5mlを分取する。
⑺　酸価の測定
　⑹で分取した試料を、直ちに日本工業規格Ｋ2501号（石油製品及び潤滑油―中和価試験方法）の電位差滴定法（酸価）で定める測定方法によって測定する。
　備考　直ちに測定できない場合には、不活性ガスを封入して試料を暗所に保存し、できるだけ速やかに測定する。

10．計算方法
　酸価の増加は次式から算出する。

$$\Delta TAN = TAN_t - TAN_0$$

　ΔTAN：酸価の増加
　TAN_t：９．⑺により得られた酸化後の酸価
　TAN_0：９．⑶により得られた酸化前の酸価

11．結果の表し方
　有効数字３桁に丸める。ただし、酸価が１未満の場合は、日本工業規格Ｚ8401号（数値の丸め方）の規定によって丸めの幅を0.01に丸める。

12．精度
　この測定方法で得られた測定結果の許容差（確率0.95）は次のとおりとする。
　備考　測定結果が許容差を外れた場合には、日本工業規格Ｚ8402―６号（測定方法及び測定結果の精確さ（真度及び精度）―第６部：精確さに関する値の実用的な使い方）の規定によって処理する。
⑴　室内併行精度
　同一測定室において、同一人が同一測定器で、引き続き短時間内に同一試料を２回測定して求めた２個の測定結果の差の許容差を以下の表に示す。
⑵　室間再現精度
　異なる測定室において、別人が別の測定器で、同一試料をそれぞれ１回ずつ測定して求めた２個の測定結果の差の許容差を以下の表に示す。

表　精度

室内併行許容差	室間再現許容差
0.24Ｘ＋0.015	1.10Ｘ＋0.024

備考　Ｘ：測定結果の平均値

13．測定結果の報告
　測定結果には、次の事項を記載する。
⑴　試料名、採取場所及び採取年月日
⑵　測定方法名
⑶　11．によって得られた結果
⑷　酸化器を恒温槽に浸せきした時間について、16.00ｈ±0.25ｈ以外の場合には、その時間
⑸　特記事項

14．その他
　この測定方法では、危険な試薬、操作及び測定器を用いることがあるが、安全な使用方法をすべてにわたって規定しているわけではないので、この測定方法の使用者は、測定に先立って、適切な安全上及び健康上の禁止事項を決めておかなければならない。

○経済産業省告示第七十四号

平成二十一年経済産業省告示第六十九号（租税特別措置法施行規則第二十一条の五第五項から第七項まで及び第二十一条の四十七第五項から第七項までに規定する経済産業局長の認定の手続を定めた件）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月三十日　　経済産業大臣　枝野　幸男

○経済産業省告示第七十五号

平成二十一年経済産業省告示第七十号（租税特別措置法施行規則第二十一条第五項から第七項までに規定する経済産業局長の認定の手続を定めた件）は、平成二十四年十二月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月三十日　　経済産業大臣　枝野　幸男

○経済産業省告示第七十六号

平成二十一年経済産業省告示第百八十三号（租税特別措置法施行規則第二十一条の五第一項から第三項まで及び第二十一条の四十七第一項から第三項までに規定する経済産業局長の認定の手続を定めた件）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月三十日　　経済産業大臣　枝野　幸男

○経済産業省告示第七十七号

平成二十一年経済産業省告示第百八十四号（租税特別措置法施行規則第七条第一項から第三項までに規定する経済産業局長の認定の手続を定めた件）は、平成二十四年十二月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月三十日　　経済産業大臣　枝野　幸男

○経済産業省告示第七十八号

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号）第三条第三項の規定に基づき、平成二十三年度以降の八年間についての電気事業者による新エネルギー等電気の利用の目標を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき、告示し、平成二十四年四月一日より適用する。

なお、平成二十三年経済産業省告示第五十一号（平成二十三年度以降の八年間についての電気事業者による新エネルギー等電気の利用の目標を定めた件）は、平成二十四年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十四年三月三十日　　経済産業大臣　枝野　幸男

平成23年度以降の８年間についての電気事業者による新エネルギー等電気の利用の目標

1　新エネルギー等電気の利用の目標量に関する事項
　新エネルギー等電気の利用の目標量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

年度（平成）	23年度	24年度（６月末日まで）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
目標量（億kWh）	128.2	32.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

2　新たに設置すべき新エネルギー等発電設備に関する事項
　新エネルギー等発電設備は、今後、利用の目標量及び基準利用量を踏まえて着実に設置されることが必要であり、発電・供給コストの低減や潜在性を踏まえた適地選定等を通じ、当該発電設備の積極的かつ効率的な展開が必要である。
　新エネルギー等発電設備の中でも、太陽光に係る発電設備については、他の電源と比較し、技術革新の余地が大きく、需要の創出による大幅な価格低減・普及拡大が見込まれること等を踏まえ、現状における他の電源との発電コストの差を踏まえた推進が必要である。

3　その他の事項（電力系統の整備に関する事項）
　新エネルギー等による発電は出力が不規則に推移するとともに、発電所建設適地は送電系統が整備されていない遠隔地にある場合も少なくないことから、その大規模な導入を行うためには、これまでの対策を踏まえつつ、周波数変動抑制等の系統安定化や、既存系統の増強等を講ずることが必要となる。